

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

令和５年度に評価の結果を取りまとめた「不登校・ひきこもりのこども支援」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。

この内容については、令和７年６月３日に国会へ報告しています。

テーマ名	不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和５年７月２１日）
関係行政機関	文部科学省
○ 評価の観点 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成２８年法律第１０５号）や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成２９年３月３１日文部科学大臣決定）等に基づく不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が、実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から総体としてどの程度効果を上げているかを検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施 ○ 評価結果の概要 (１) アセスメント（不登校児童生徒の状況把握） - 調査した小中学校全校（２８校）で教育相談体制を整備し、相談方法を周知 - 児童生徒やその保護者へのアンケートで、学校に対して相談しづらかったと回答した者が一定数存在 - 相談体制を整えるだけでは「相談のしづらさ」等が改善できるとは限らず、別途のアプローチが必要 ⇒ 学校においては、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくことが期待される。 (２) 個々の児童生徒の支援策の検討 - 約９割の学校が公的機関の情報を提供していたが、民間施設の情報を提供していたのは約３割。一方、保護者の約７割は民間施設の情報提供を要望 - 約８割の学校は国の方針（登校という結果のみを目標としない）を保護者等に周知。一方、国の方針を知らない保護者は約６割 - 多忙な個々の教職員や学校のみによる対応には限界 ⇒ 学校や教育委員会等は、国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設の情報やそれらについて相談できる環境等を提供する取組が求められる。 (３) フォローアップ（学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握） - 学校外の支援施設に通う児童生徒が在籍している全校（２８校中２２校）で児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握。一方、学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、教職員によってはフォローアップの対応に差があるとの意見あり	

- ・ 約8割の保護者が「学校が気にかけてくれた」、「要望を伝える機会があった」と回答。一方、児童生徒や保護者からは学校の関与を望む意見や、望まない意見など様々
- ・ 児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要
⇒ 学校においては、「チーム学校」による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているか振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことが期待される。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
本政策評価では、不登校児童生徒の支援に当たり、例えば、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供、フォローアップの実施など、支援する側として対応できていると考えているものであっても、支援を受ける側としては、相談しづらい、民間施設の支援情報を知りたい、教職員によってフォローアップの取組に温度差があるなど、支援とそれに対する受け止めにギャップがあることについての気付きを得ることができた。 このため、支援を受ける側の要望を丁寧に把握していくことが、より効果の高い支援につながっていくと考えられることから、文部科学省は、学校等の支援の場において上記のギャップが生じていることを踏まえて、今後の支援施策の推進を図っていくことが望まれる。	○ 令和5年7月31日に不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について地方公共団体等に事務連絡を発出し、教育委員会が管内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供するための情報提示様式例を周知したほか、文部科学省ホームページにおいて公表した。くわえて、公表後は地方公共団体等に対し同様式例について説明する場を設ける等、周知の徹底を図った。また、各教育委員会が不登校児童生徒の保護者の必要とする、相談窓口や学校以外の学びの場・居場所等に係る情報をまとめ、ホームページ等で周知しているかについて調査を行った。 ○ 令和5年10月17日に策定した「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」に基づき、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整えるため、5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を前倒しし、5年度補正予算に以下に係る経費を計上した。 ・ 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う「教育支援センターの総合的拠点機能形成に関する調査研究」 ・ 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者における導入を推進する「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進に関する調査研究」 ・ スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に関する補助事業

	○ くわえて、令和 6 年度予算においてもスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、基礎配置に加えて、1 万校に対して重点配置として配置時間の拡充を行えるよう経費を計上した。 ○ また、令和 5 年度の委託事業において、不登校児童生徒本人や保護者のニーズを把握すること等を目的とした調査を実施し、その結果を 5 年度末に公表した。調査の結果を踏まえ、「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の要因に関する質問項目や調査方法を見直すとともに、回答に当たっては、本人や保護者、スクールカウンセラー等への確認を推奨することとした。 ○ 令和 6 年 9 月、不登校児童生徒への支援について各教育委員会が作成した地域の相談支援機関等に関する情報を文部科学省ホームページにおいて公表した。今後も保護者等のニーズを踏まえつつ、定期的に各教育委員会に情報の提供依頼を行うなど、内容の充実を図る予定である。また、保護者等に必要な情報が届くよう、上記ホームページにおける公表に加え、各種 SNS でも周知を行った。 ○ 令和 5 年度補正予算において計上した「教育支援センターの総合的拠点機能形成に関する調査研究」及び「1 人 1 台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進に関する調査研究」を 6 年度に実施（繰り越して執行）した。今後、地域の総合的拠点機能を有する教育支援センターのモデルや「心の健康観察」を導入した好事例などを取りまとめ、これらの取組が全国で展開されるよう各教育委員会等に周知する予定である。 ○ 令和 6 年度補正予算において、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないように、保護者を対象とした相談支援を行うとともに、不登校や不登校傾向にある児童生徒やその保護者に対し、学校内外の学びの場や支援機関、相談先等の不登校支援等に係る情報を効果的に伝えるための検討等に必要な経費を確保し、教育委員会等の取組を支援する予定である。 ○ 令和 7 年度予算において、以下の教育委員会等の取組の支援に必要な経費を計上した。 ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、基礎配置に加えて、不登校・いじめ対策に係る重点配置校数を拡充するなど、教育相談体制の更なる充実 ・ 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、学びや必要な支援につなげるための家庭訪問を行うな
--	---

	ど、教育支援センターがアウトリーチ支援を実施するために必要な支援員の配置 ○ 上記の取組のほか、各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況をアンケート、ヒアリング等により調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することによって、更なる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する予定である。
--	---

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（令和 6 年 6 月 4 日）以降、令和 7 年 3 月 31 日現在までに関係行政機関が採った措置である。
- 3 評価結果の詳細は、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230721000167008.html）参照